

市川市信篤複合施設整備事業

基本協定書（案）

令和8年10月

市 川 市

目次

第1章 総則	1
第1条（目的）	1
第2条（用語の定義）	1
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	3
第4条（規定の適用関係）	3
第5条（秘密の保持及び情報管理）	4
第6条（共通事項）	5
第2章 本事業の実施に関する事項	6
第7条（本事業の実施）	6
第8条（基本協定の有効期間）	6
第9条（事業日程）	6
第10条（権利義務の譲渡等）	7
第11条（代表企業の役割）	7
第12条（設計事業者の役割等）	7
第13条（施工事業者の役割等）	8
第14条（工事監理事業者の役割等）	8
第15条（統括責任者の役割等）	8
第16条（公共部分及び民間部分の対象敷地の確定）	8
第17条（当事者が締結すべき契約）	9
第18条（設計業務及び施工業務）	10
第19条（工事監理業務）	10
第20条（近隣関係）	10
第21条（許認可・届出等）	11
第22条（民間開発事業における第三者への委任等）	11
第23条（民間開発事業で第三者に及ぼした損害）	11
第24条（事前調査等）	12
第25条（民間部分の設計業務の実施）	12
第26条（民間部分の施工の実施）	12
第27条（市による説明要求等）	12
第28条（民間施設の所有）	12
第29条（民間部分の運営に係る報告等）	13
第30条（構成企業を構成する各当事者間の調整）	13
第31条（一括委任又は再委託等）	13
第32条（業務計画書及び業務報告書の提出）	14

第3章 本事業関連契約の変更及び解除に関する事項	14
第33条（基本協定の変更）	14
第34条（契約の不調）	14
第35条（本事業関連契約の解除）	15
第36条（談合等不正行為による解除）	15
第37条（不測の事態等への対応）	17
第38条（事業の継続が困難となった場合における措置）	18
第39条（賠償金等の予定）	18
第4章 雑則	19
第40条（準拠法及び管轄裁判所）	19
第41条（補則）	19

市川市信篤複合施設整備事業（以下「本事業」という。）に関して、市川市（以下「市」という。）と、代表企業（構成員）●●、構成員●●、構成員●●及び構成員●●は、次のとおり合意し、本基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

市は、本事業について、民間活力の導入により、既存公共施設（第２条に定義される。）を解体するとともに、公共複合施設（第２条に定義される。）及び民間施設（第２条に定義される。）を整備し、公共施設の再編及び複合化を行い、公共機能間の相乗効果により市民サービスの質の向上を目指すとともに、駅前の好立地を生かし民間施設を導入し、公共複合施設と民間施設が連携し、市民が日常の一部として思い思いの時間を過ごすことができ、愛される拠点となることを目的として、公共複合施設を整備する公共事業については、事業者が設計、施工及び工事監理に係る業務を一括して発注するＤＢ（Design-Build）方式により事業を実施し、民間施設を整備する民間開発事業（第２条で定義される。）については、事業用定期借地権（借地借家法（平成３年法律第 90 号）第 23 条）【又は、一般定期借地権（借地借家法（平成３年法律第 90 号）第 22 条）】を設定し、事業者自らが実施することとした。

市は、本事業を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、令和 8 年 9 月 28 日に募集要項等（第２条に定義される。）を公表した。

市は、募集要項等に従い、構成企業（第２条に定義される。）が提出した提案書（第２条に定義される。）に基づき、同構成企業を優先交渉権者として決定した。

市は、既存公共施設の解体工事並びに本事業にて整備する公共複合施設の設計、施工及び工事監理に係る資金を調達し、公共複合施設を所有し、運営を行う。構成企業は、既存公共施設の解体工事に係る設計、施工及び工事監理に係る業務並びに公共複合施設の設計、施工及び工事監理に係る業務を一括して行うとともに、民間開発事業を実施する。

このため、本事業の実施においては、市及び本事業を実施する構成企業との間において、それぞれ次の 4 つの協定及び契約を締結する。

1 基本協定

市と構成企業は、既存公共施設の解体工事、公共複合施設の新設工事及び民間開発事業に係る業務を一体の事業として実施するために、基本協定を締結する。

2 設計施工一括工事請負契約（解体工事）

市は基本協定に基づき、構成企業のうち、既存公共施設の解体工事に係る設計事業者、施工事業者（施工ＪＶ（第２条に定義される。）が組成される場合は、「施工ＪＶ」と読み替える。また、施工ＪＶが契約を締結する場合は、施工ＪＶの代表者がこれを行うものとする。以下同じ。）及び工事監理事業者と設計施工一括工事請負契約（解体工事）を締結する。

3 設計施工一括工事請負契約（新設工事）

市は基本協定に基づき、構成企業のうち、公共複合施設の新設工事に係る設計事業者、施工事業者及び工事監理事業者と設計施工一括工事請負契約（新設工事）を締結する。

4 事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】

市は基本協定に基づき、構成企業のうち、民間施設の建物所有者となる代表企業と事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】を締結する。

第1章 総則

(目的)

第1条

基本協定は、市及び代表企業を含む構成企業が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

基本協定において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「解体工事」とは、本事業における既存公共施設の解体に伴う設計業務、施工業務及び工事監理業務をいう。
- (2) 「関係機関協議」とは、市、構成企業、周辺施設の管理者、道路管理者及び交通管理者等の関係機関との間の協議をいう。
- (3) 「既存公共施設」とは、本地区に整備されている信篤図書館、信篤幼稚園、信篤公民館、信篤市民体育館、トレーニング棟、信篤窓口連絡所及び倉庫等附属施設を個別に又は総称していう。
- (4) 「工事監理業務」とは、解体工事又は新設工事に係る工事監理に関する業務で、募集要項等に従い工事監理事業者が実施すべき業務をいう。
- (5) 「工事監理事業者」とは、構成企業のうち、工事監理業務を実施する者をいう。
- (6) 「公共複合施設」とは、基本協定、設計施工一括工事請負契約（新設工事）及び募集要項等に従い、公共部分の対象敷地において整備する施設をいう。
- (7) 「公共部分」とは、本事業における、公共複合施設及びこれに付随又は関連するその他施設を総称していう。
- (8) 「構成企業」とは、本事業を委ねる者として市が選定する事業者をいい、市と基本協定を締結する者を個別に又は総称していう。
- (9) 「施工業務」とは、解体工事又は新設工事に係る施工に関する業務で、募集要項等に従い施工事業者が実施すべき業務をいう。
- (10) 「施工事業者」とは、構成企業のうち、施工業務を実施する者をいう。
- (11) 「施工JV」とは、構成企業のうち、複数の施工事業者により構成される共同企業体をいう。
- (12) 「事業用定期借地権設定契約」とは、市と代表企業の間で、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に定める事業用定期借地権の設定を目的として締結される公正証書による契約をいう。
- (13) 【「一般定期借地権設定契約」とは、市と代表企業の間で、借地借家法（平成

3年法律第90号)第22条に定める定期借地権の設定を目的として締結される公正証書による契約をいう。】

- (14)「新設工事」とは、本事業における公共部分に係る設計業務、施工業務及び工事監理業務をいう。
- (15)「設計業務」とは、解体工事又は新設工事に係る設計に関する業務で、募集要項等に従い設計事業者が実施すべき業務をいう。
- (16)「設計事業者」とは、構成企業のうち、設計業務を実施する者をいう。
- (17)「設計施工一括工事請負契約(解体工事)」とは、解体工事に係る設計業務、施工業務及び工事監理業務を設計事業者、施工事業者及び工事監理事業者が請け負うことを目的として市、設計事業者、施工事業者及び工事監理事業者が締結する解体工事の設計・施工・工事監理に係る契約をいう。
- (18)「設計施工一括工事請負契約(新設工事)」とは、新設工事に係る設計業務、施工業務及び工事監理業務を設計事業者、施工事業者及び工事監理事業者が請け負うことを目的として市、設計事業者、施工事業者及び工事監理事業者が締結する新設工事の設計・施工・工事監理に係る契約をいう。
- (19)「代表企業」とは、構成企業のうち代表企業として本事業の応募手続を行った者をいい、本事業における民間施設所有者をいう。
- (20)「提案書」とは、本事業の応募手続において代表企業が提出した参加表明書、企画提案書及びこれらに付随する書類(以下「応募書類」という。)及び当該応募書類に関し、市の質問に応じ、又は任意に提出した回答書、補足説明書等の関連書類をいう。
- (21)「統括責任者」とは、募集要項等に従って設置される、解体工事、新設工事及び民間部分の設計及び施工を統括する者をいう。
- (22)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動その他市若しくは構成企業のいずれにも帰することのできない自然的又は人為的現象に起因する事象のことをいう。
- (23)「募集要項等」とは、本事業の募集要項、参考資料、質問回答書、要求水準書、これらに関する質疑回答、審査基準書及び提出書類の様式集並びに提案書を個別に又は総称していう。
- (24)「本事業期間」とは、基本協定の締結日から、事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】の終了日までをいう。
- (25)「本事業関連契約」とは、基本協定、設計施工一括工事請負契約(解体工事)、設計施工一括工事請負契約(新設工事)及び事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】を個別に又は総称していう。
- (26)「本地区」とは、本事業を実施する土地であり、「別記3 事業用地の表示」に示す用地をいう。

- (27)「民間開発事業」とは、代表企業が、基本協定、事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】、募集要項等に基づき、民間部分を自らの資金負担と責任により整備、運営する事業をいう。
- (28)「民間施設」とは、基本協定、事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】及び募集要項等に従い、民間部分の対象敷地において、事業者自らの資金負担と責任により整備及び運営する施設をいう。
- (29)「民間部分設計図書」とは、民間部分の設計に関する基本設計の内容を示す図書、実施設計の内容を示す図書及びこれらに付随する図書をいう。
- (30)「民間部分」とは、本事業における、民間施設及びこれに付随又は関連するその他施設を総称していう。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条

構成企業は、本事業が公共性を有することを十分に認識し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

- 2 市は、本事業が構成企業の創意工夫によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

(規定の適用関係)

第4条

本事業における解体工事及び新設工事に係る設計業務並びに施工業務及び工事監理業務に係る権利義務については、基本協定、設計施工一括工事請負契約（解体工事）及び設計施工一括工事請負契約（新設工事）の規定が適用されることにより、市と解体工事に係る設計事業者、施工事業者及び工事監理事業者並びに新設工事に係る設計事業者、施工事業者及び工事監理事業者との間において生じるものとし、次の各号に掲げる書類の内容に矛盾し、又は相違する部分がある場合の適用の優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 基本協定書
 - (2) 設計施工一括工事請負契約書（解体工事）又は設計施工一括工事請負契約書（新設工事）
 - (3) 新設工事に係る設計図書
 - (4) 解体工事に係る設計図書
 - (5) 募集要項及び要求水準書（参考資料及び質疑回答も含む。）
 - (6) 提案書
- 2 本事業における民間開発事業に係る権利義務については、基本協定及び事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】の規定が適用されること

により、市と代表企業との間において生じるものとし、次の各号に掲げる書類の内容に矛盾し、又は相違する部分がある場合の適用の優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 基本協定書
 - (2) 事業用定期借地権設定契約書【又は、一般定期借地権設定契約】
 - (3) 募集要項及び要求水準書（参考資料及び質疑回答も含む。）
 - (4) 提案書
- 3 前2項の規定にかかわらず、要求水準書及び提案書の内容に相違する部分がある場合において、提案書に記載された水準又は仕様が要求水準書に記載された水準又は仕様を上回るときは、当該上回る範囲において提案書に記載された水準又は仕様を優先して適用するものとする。

(秘密の保持及び情報管理)

第5条

構成企業は、市の書面による事前の承諾がない限り、自ら又は下請け企業若しくは本事業の全部又は一部に従事する者をして、本事業の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし若しくは漏らさせ、又は他の目的に使用し、若しくは使用させてはならない。本事業期間が満了した後においても同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、構成企業は、次に掲げる場合は、市の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等の規定に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 構成企業が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーに対して基本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合
- 3 構成企業は、自ら又は下請け企業若しくは本事業の全部又は一部に従事する者をして、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和5年条例第26号）の規定に準拠し、又は準拠させ、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じ、若しくは講じさせるとともに、別記個人情報取扱特記事項を厳守するものとする。
- 4 構成企業は、市が市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）の規定に基づき情報公開を求めた場合は、自らこれに従わなければならない、又は構成企業をし

てこれに従わせなければならない。

- 5 本事業に関する提案書の著作権は、構成企業に属する。ただし、市が市川市公文書公開条例に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は構成企業と協議の上、提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

(共通事項)

第6条

本事業関連契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、指示、要請、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、市が認める場合は、この限りでない。

- 2 本事業関連契約の履行に関して市及び構成企業の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 設計施工一括工事請負契約（解体工事）及び設計施工一括工事請負契約（新設工事）に定める請負代金並びに事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】に定める地代の支払方法及び金額の変更方法については、設計施工一括工事請負契約（解体工事）、設計施工一括工事請負契約（新設工事）及び事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】による。
- 4 本事業関連契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 本事業関連契約に基づく金銭債務の額を計算する場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 6 本事業関連契約の履行に関して市及び構成企業の間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 本事業関連契約の履行に関する期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 本事業関連契約の履行に関して市及び構成企業の間で用いる時刻は、日本標準時とする。

第2章 本事業の実施に関する事項

(本事業の実施)

第7条

構成企業は、本事業を本事業関連契約、募集要項等及び関係機関協議に従って実施する。ただし、変更のある場合は、市及び構成企業間で協議し決定するものとする。

- 2 解体工事に係る設計事業者、施工事業者及び工事監理事業者並びに新設工事に係る設計事業者、施工事業者及び工事監理事業者は、基本協定、設計施工一括工事請負契約（解体工事）及び設計施工一括工事請負契約（新設工事）に基づき、解体工事及び新設工事を行わなければならない。
- 3 代表企業は、基本協定及び事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】に基づき、民間開発事業を行わなければならない。
- 4 構成企業は、解体工事、新設工事及び民間開発事業が円滑に行われるよう、市及びその他の関係者との調整を行わなければならない。

(基本協定の有効期間)

第8条

基本協定の有効期間は、基本協定締結の日から事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】が終了する日までとする。

- 2 基本協定は、設計施工一括工事請負契約（解体工事）、設計施工一括工事請負契約（新設工事）及び事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日をもって、終了するものとする。

(事業日程)

第9条

本事業の事業日程については、次に掲げるとおりとする。ただし、市及び構成企業の合意により変更することができる。

- (1) 解体工事に係る設計・施工・工事監理業務の開始予定：設計施工一括工事請負契約（解体工事）が締結され、第17条第1項に基づく効力発生日から7日以内
- (2) 新設工事に係る設計・施工・工事監理業務の開始予定：設計施工一括工事請負契約（新設工事）が締結され、第17条第1項に基づく効力発生日から7日以内
- (3) 民間開発事業の開始予定：事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借

地権設定契約】に基づく土地の引渡し日

(4) 公共複合施設の引渡し予定：令和●年●月末

(5) 公共複合施設の供用開始予定：令和●年●月

(6) 民間施設の供用開始予定：令和●年●月

(権利義務の譲渡等)

第10条

構成企業は、基本協定により生じる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、市の事前の承諾を得たときは、この限りでない。

(代表企業の役割)

第11条

代表企業は、本事業関連契約及び募集要項等に基づき、構成企業をして本事業の事業期間にわたり適正かつ確実に遂行できるような仕組みを構築するとともに、かかる仕組みを維持更新するために必要な措置をとる役割及び義務を負うものとする。

- 2 代表企業は、解体工事に係る設計業務、施工業務及び工事監理業務、新設工事に係る設計業務、施工業務及び工事監理業務並びに民間開発事業を一体として実施するため、構成企業の取りまとめを行わなければならない。
- 3 代表企業は、民間施設所有者として、本事業関連契約及び募集要項等に基づき、民間施設の対象敷地上に民間施設の整備を行わなければならない。

(設計事業者の役割等)

第12条

本事業の実施において、解体工事に係る設計事業者及び新設工事に係る設計事業者（以下本条において「各設計事業者」という。）は、本事業関連契約及び募集要項等に基づき、それぞれが担当する設計業務を適正かつ確実に実施する役割及び義務を負うものとする。

- 2 各設計事業者は、市の意見を十分に取り入れた上で、募集要項等を満たすようそれぞれが担当する設計業務を実施しなければならない。この場合において、各設計事業者は、市の意見を取り入れるため、積極的に市との協議の調整を行うように努めなければならない。

(施工事業者の役割等)

第13条

本事業の実施において、解体工事に係る施工事業者及び新設工事に係る施工事業者（以下本条において「各施工事業者」という。）は、本事業関連契約及び募集要項等に基づき、それぞれが担当する施工業務を適正かつ確実に実施する役割及び義務を負うものとする。

- 2 各施工事業者は、市の意見を十分に取り入れた上で、募集要項等を満たすようそれぞれが担当する施工業務を実施しなければならない。この場合において、各施工事業者は、市の意見を取り入れるため、積極的に市との協議の調整を行うように努めなければならない。

(工事監理事業者の役割等)

第14条

本事業の実施において、解体工事に係る工事監理事業者及び新設工事に係る工事監理事業者は、本事業関連契約及び募集要項等に基づき、それぞれが担当する工事監理業務を適正かつ確実に実施する役割及び義務を負うものとする。

- 2 構成企業のうち、施工事業者及び工事監理事業者は、これを兼ねることはできない。

(統括責任者の役割等)

第15条

本事業の実施において、構成企業は、募集要項等に基づき、統括責任者を設置するものとする。

- 2 統括責任者は、募集要項等に基づき、解体工事に係る設計業務及び施工業務、新設工事に係る設計業務及び施工業務並びに民間部分に係る設計業務及び施工業務を統括し、業務全体を総合的に把握し、調整を行い、工事監理事業者との間で工事監理業務に関する協議を行い、それらの内容及び結果について責任を負うものとする。
- 3 構成企業のうち、統括責任者及び工事監理事業者は、これを兼ねることはできない。

(公共部分及び民間部分の対象敷地の確定)

第16条

市及び構成企業は、募集要項等に従い、新設工事に係る設計業務を進める中で、公共部分及び民間部分の対象敷地の範囲について協議し、これを確定させるものとする。

- 2 構成企業は、前項により確定した対象敷地の範囲に基づき、事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】の締結までに、公共部分及び民間部分の対象敷地面積を確定するために必要な測量及び分筆登記その他必要な手続を行うものとする。

(当事者が締結すべき契約)

第17条

- 市並びに解体工事に係る設計事業者、施工事業者及び工事監理事業者は、基本協定及び募集要項等に基づき、設計施工一括工事請負仮契約（解体工事）を締結する。また、市並びに新設工事に係る設計事業者、施工事業者及び工事監理事業者は、基本協定及び募集要項等に基づき、設計施工一括工事請負仮契約（新設工事）を締結する。これらの仮契約は、市の議会により可決された場合に効力を生ずる。
- 2 市及び代表企業は、基本協定及び募集要項等に基づき、民間部分の施工の着手日までに、事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】を締結し、市は、事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】に定める土地の引渡し日に事業用地のうち当該事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】の対象である土地を代表企業に現状にて引き渡す。また、当該契約について、市の議会による議決が必要な場合には、可決された場合に効力を生ずる。
- 3 事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】の締結前であっても、代表企業は自己の費用と責任において民間開発事業に関するスケジュールを遵守するために必要な準備行為（本事業の実施に必要な設計、各種申請及びこれらに伴う市との協議を含む。）を行うものとし、市は必要かつ可能な範囲内でかかる準備行為に協力する。
- 4 市及び構成企業は、設計施工一括工事請負契約（解体工事）、設計施工一括工事請負契約（新設工事）及び事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】の締結について、市の議会により否決されたとき（なお、事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】は、市の議会による可決が必要な場合に限る。）は、基本協定を解除するものとする。これらの契約が市の議会により否決されたときでも、市は、その責任を負わない。

(設計業務及び施工業務)

第18条

解体工事及び新設工事に係る設計業務及び施工業務は、募集要項等及び設計図書に定めるとおりとする。

- 2 解体工事に係る設計事業者及び施工事業者並びに新設工事に係る設計事業者及び施工事業者は、市と設計施工一括工事請負契約（解体工事）又は設計施工一括工事請負契約（新設工事）を締結後、速やかにそれぞれが担当する設計業務又は施工業務に着手し、公共複合施設を完成させ、当該契約に規定する竣工検査を受け、これに合格した上で、設計業務及び施工業務を令和●年●月●日までに完了するものとする。
- 3 解体工事に係る設計事業者及び施工事業者並びに新設工事に係る設計事業者及び施工事業者は、それぞれが担当する設計業務及び施工業務における契約保証として、設計施工一括工事請負契約（解体工事）及び設計施工一括工事請負契約（新設工事）に基づき、市に対し、当該契約で定める保証を付さなければならない。
- 4 解体工事及び新設工事に係る設計業務及び施工業務に係る契約条件の詳細は、各設計施工一括工事請負契約に定めるところによるものとする。

(工事監理業務)

第19条

解体工事及び新設工事に係る工事監理業務は、募集要項等に定めるとおりとする。

- 2 解体工事に係る工事監理事業者及び新設工事に係る工事監理事業者は、市と設計施工一括工事請負契約（解体工事）又は設計施工一括工事請負契約（新設工事）を締結後、施工業務の開始に併せて工事監理業務に着手し、当該契約に定める工事監理業務を実施する。
- 3 解体工事に係る工事監理事業者及び新設工事に係る工事監理事業者は、それぞれが担当する工事監理業務における契約保証として、設計施工一括工事請負契約（解体工事）及び設計施工一括工事請負契約（新設工事）に基づき、市に対し、当該契約で定める保証を付さなければならない。
- 4 解体工事及び新設工事に係る工事監理業務に係る契約条件の詳細は、各設計施工一括工事請負契約に定めるところによるものとする。

(近隣関係)

第20条

構成企業は、自らの責任で、構成企業が行う本事業の業務に関して、近隣の住

民や環境に与える悪影響を最小限にするよう対策を講じ、また、近隣住民との調整、公共部分及び民間部分の設計、工事等に関する説明を行うものとし、市は、これに協力するものとする。

- 2 市は、民間開発事業の実施そのものに反対することを目的とする意見等及び公共複合施設の運営に対する要望等については、市の責任及び費用負担でこれに対処するものとし、構成企業は、これに協力するものとする。
- 3 構成企業は、本事業の実施に当たり、近隣住民等と良好な関係を保つように努めるものとし、紛争が生じたときは、構成企業の責任により対処するものとし、市は、これに協力するものとする。

(許認可・届出等)

第21条

構成企業は、本事業の実施に必要な許認可の取得及び届出等を行い、これを維持するものとし、市はこれに協力するものとする。

- 2 市が本事業の実施に必要な許認可の取得及び届出等を行う場合に、構成企業は、必要な資料を市に提出する等協力する。

(民間開発事業における第三者への委任等)

第22条

代表企業は、市の事前の書面による承諾を得た場合に限り、民間開発事業の実施に伴いその業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、当該受任者又は請負人を適切に監督するものとし、当該受任者又は請負人の責めに帰すべき事由は、当然に代表企業の責めに帰すべき事由とみなし、代表企業がその責任を負うものとする。

(民間開発事業で第三者に及ぼした損害)

第23条

代表企業は、民間開発事業の実施について、代表企業の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、当該損害の一切を賠償しなければならない。ただし、その損害（付保された保険によりてん補された部分を除く。なお、保険会社による求償を妨げない。）のうち市のみの責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害については、市が負担する。

- 2 市と代表企業のいずれの責めに帰すべきか明らかでない事由により第三者に損害を与えたときは、民間開発事業の対象土地がその原因である場合を除き、構成企業が当該損害を負担する。

(事前調査等)

第24条

代表企業は、民間部分の設計業務の前に、必要な測量調査、地質調査、周辺影響調査を含む準備調査その他の調査を、自らの責任により実施する。

- 2 代表企業は、当該調査を行う場合には、調査の日時及び概要をあらかじめ市に連絡するものとし、市が必要と認めた場合には、随時、代表企業から前項に規定する調査に係る事項について報告を求めることができるものとする。

(民間部分の設計業務の実施)

第25条

代表企業は、基本協定締結後、民間部分に係る設計業務を行うものとする。

- 2 代表企業は、民間部分の設計業務等に関する事項については、関係法令等を遵守しなければならない。
- 3 市は、代表企業に対して、民間部分の設計の進捗状況の報告書、設計図書及び許認可に関連する資料等の提出を求めることができるものとし、代表企業は、この求めに応じるものとする。
- 4 市は、前項に規定する書類の提出を受けたことをもって、民間部分の設計の内容及び結果について責任を負うものではない。

(民間部分の施工の実施)

第26条

代表企業は、基本協定、募集要項等、関係機関協議及び民間部分設計図書に従い民間施設の施工を実施する。

(市による説明要求等)

第27条

市は、民間部分の施工状況その他について、代表企業に説明を求め、又は工事現場に立ち入ることができる。

- 2 代表企業は、市が前項に規定する説明又は立会いを求めた場合、本事業の実施に支障のない範囲内で最大限の協力を行うものとする。
- 3 市は第1項の規定に従って説明を受け、又は立会いを実施した場合でも、このことにより民間部分の施工の内容及び結果について責任を負うものではない。

(民間施設の所有)

第28条

代表企業は、民間施設を事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設

定契約】に従って所有するものとする。

- 2 民間施設を第三者（ただし、市が事前に認めた者を除く。）に使用させ、又は譲渡する場合には、市の承諾を得るものとする。また、市と代表企業が締結した一切の契約等（契約後の合意も含む。）を当該第三者に遵守させるものとする。当該第三者が、別の第三者に使用させ、又は譲渡する場合も同様とする。

（民間部分の運営に係る報告等）

第29条

市は、民間部分の運営状況について、必要があると判断した場合は、その理由を添えて代表企業に報告を求めることができるものとし、代表企業は最大限これに協力しなければならない。

- 2 代表企業は、やむを得ず民間部分の運営に関する計画又は運用の変更を要すると判断した場合、直ちに当該変更内容をその理由を添えて市に通知しなければならない。
- 3 市は、前項に基づき通知された変更内容に従った変更を行うことがやむを得ないと認めるときには、その裁量により当該変更を承諾し、又は市の判断により、代表企業による民間部分の運営の全部又は一部を終了させることができる。

（構成企業を構成する各当事者間の調整）

第30条

構成企業を構成する各当事者間において、本事業に係る業務の役割分担等に問題が生じた場合は、当該各当事者は、代表企業による調整に協力しなければならない。

- 2 構成企業を構成するいずれか又は複数の当事者の責めに帰すべき事由によって、構成企業を構成する他の当事者に損害が発生した場合は、各当事者間で解決するものとし、損害を被った当事者は、市に対して損害の賠償を求めることはできない。

（一括委任又は再委託等）

第31条

設計施工一括工事請負契約（解体工事）又は設計施工一括工事請負契約（新設工事）に基づき受託し、又は請け負った設計業務及び施工業務に関し、解体工事に係る設計事業者及び施工事業者並びに新設工事に係る設計事業者及び施工事業者は、設計業務及び施工業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に市の承諾を得て、設計業務及び施工業務の

一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

- 2 設計施工一括工事請負契約（解体工事）又は設計施工一括工事請負契約（新設工事）に基づき受託し、又は請け負った工事監理業務に関し、解体工事に係る工事監理事業者及び新設工事に係る工事監理事業者は、業務の全部を一括して、又は市が要求水準書に示す部分を第三者に委任してはならない。

（業務計画書及び業務報告書の提出）

第32条

構成企業は、要求水準書に従って、各業務に係る業務計画書及び業務報告書を作成し、市に提出する。

第3章 本事業関連契約の変更及び解除に関する事項

（基本協定の変更）

第33条

市は、基本協定を変更する必要があると認めるときは、変更内容を代表企業に通知し、その変更を請求することができる。また、構成企業は、基本協定を変更する必要があると認めるときは、変更内容を市に通知し、その変更を請求することができる。

- 2 代表企業は、前項の通知を受けた日から14日以内に、変更に伴う措置及び期間、費用等の変動の有無について検討し、検討結果を市に通知の上、市との間で協議を行うものとする。
- 3 前項に規定する協議が調わない場合又は代表企業からの通知がなされない場合は、本事業が公共性と民間ノウハウの活用を図るものであることの趣旨を鑑みて、市が合理的な変更案を定めるものとし、構成企業は、これに従うことを承諾する。
- 4 前項に定めるものを除き、基本協定の変更は、市及び構成企業の書面による合意によらない限り、効力を生じないものとする。

（契約の不調）

第34条

事由の如何を問わず、本事業関連契約（基本協定を除く。本項において同じ。）の締結又は成立に至らなかった場合、本事業関連契約に別段の定めがない限り、市及び構成企業のうち当該契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 第 17 条第 4 項に定める場合を除き、市の責めに帰すべき事由がなく、設計施工一括工事請負契約（解体工事）若しくは設計施工一括工事請負契約（新設工事）が本契約として成立に至らなかった場合及び事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】が締結されなかった場合には、市は、基本協定を解除することができる。この場合、前項の規定にかかわらず、構成企業は、連帯して市に対し、以下の算式で算出される金額（1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を、違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。

（1）設計施工一括工事請負契約（解体工事）又は設計施工一括工事請負契約（新設工事）が本契約として成立に至らなかった場合

（違約金の額）＝解体工事及び新設工事に係る費用×100 分の 5

（2）事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】が締結されなかった場合

（違約金の額）＝借地期間、借地面積及び地代単価に基づき算定した地代総額×100 分の 5

（本事業関連契約の解除）

第 3 5 条

市が基本協定、設計施工一括工事請負契約（解体工事）、設計施工一括工事請負契約（新設工事）又は事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】を解除した場合、その他の本事業関連契約についても、当然に解除されるものとする。

2 構成企業の責めに帰すべき事由により、設計施工一括工事請負契約（解体工事）、設計施工一括工事請負契約（新設工事）又は事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】が解除された場合、当該構成企業は、解除された本事業関連契約に定める額を違約金として、市の指定する期間内に支払わなければならない。

3 市は、第 1 項の規定により本事業関連契約を解除した場合、市の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、本事業関連契約の当事者である相手方に対して一切の損害賠償の責めを負わない。

（談合等不正行為による解除等）

第 3 6 条

市は、構成企業のうちのいずれかが本事業関連契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業関連契約を解除することができる。

- (1) 構成企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成企業に対して行われたときは、構成企業に対する命令で確定したものをいい、構成企業に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業関連契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、構成企業に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業関連契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人に対する刑）が確定したとき。
- 2 市は、構成企業のうちのいずれかが本事業関連契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業関連契約を解除することができる。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる団体等であること。
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する行為等をしたと認められる団体等であること。
 - (3) 役員、代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者（以下「役員

等」という。)が暴力団員である団体等であること。

(4) 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる団体等であること。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる団体等であること。

(6) 受託事業者との間の契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 構成企業が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を受託事業者との間の契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、市が構成企業に対して当該契約の解除を求め、構成企業がこれに従わなかったとき。

3 本事業関連契約の締結までに、構成企業のうちのいずれかが、募集要項等において提示された参加資格要件の一部又は全部を喪失したときは、市は、本事業関連契約を解除し、又は締結しないことができる。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合で、参加資格要件を欠いた構成企業に代わって、参加資格要件を有する構成企業を補充し、市が参加資格要件を確認の上、提案書の内容の継続性に支障をきたさないと判断した場合は、市は構成企業と本事業関連契約を締結する。

4 市は、構成企業の責めに帰すべき事由により設計施工一括工事請負契約(解体工事)、設計施工一括工事請負契約(新設工事)又は事業用定期借地権設定契約【又は、一般定期借地権設定契約】の締結に至らなかったときは、本事業関連契約のうち既に締結した契約を解除することができる。

(不測の事態等への対応)

第37条

構成企業は、不測の事態等により自らの経営管理の体制又は業務の実施体制の維持更新が困難になる場合又は困難になるおそれがあると判断した場合は、速やかにその内容の詳細を市に通知し、対応について市との間で協議しなければならない。この場合において、代表企業は、協議に参加しなければならない。

2 構成企業は、不測の事態等により自らの健全な財務状況の保持が困難になる場合又は困難になるおそれがあると判断した場合は、速やかにその内容の詳細を市に通知し、対応について市との間で協議しなければならない。この場合において、代表企業は、協議に参加しなければならない。

3 前2項に規定する協議が調わない場合は、市が本事業の趣旨を鑑みて合理的な

対応を定めるものとし、構成企業はこれに従わなければならない。

(事業の継続が困難となった場合における措置)

第38条

構成企業の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合（構成企業の倒産又は財務状況が著しく悪化した場合を含むが、これに限られない。以下本条において同じ。）、市は、構成企業の本事業関連契約上の地位を、市が選定した第三者に移転させることができるものとする。また、本項に定める契約上の地位の移転がなされなかった場合には、市は、構成企業に対して、改善策の提出と実施を求めることができ、その後、構成企業が、当該改善策に応じた改善を実行できなかった場合、本事業関連契約を解除することができるものとする。この場合、構成企業は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 構成企業による各業務について、募集要項等の内容を満たしていないことが判明した場合又は構成企業による本事業関連契約の義務違反若しくはそのおそれが生じた場合、市は、構成企業に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。構成企業が当該期間内に改善を実施することができなかった場合は、市は、本事業関連契約を解除することができるものとする。この場合、構成企業は、市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 市の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合、構成企業は、本事業関連契約を解除することができる。この場合、市は、構成企業に生じた損害を賠償しなければならない。
- 4 不可抗力により本事業の継続が困難となった場合、市と構成企業は、事業継続の可否について協議する。協議の結果、本事業の継続が困難と判断された場合、又は一定期間内に協議が調わない場合は、市は基本協定を解除することができる。この場合、市及び構成企業に生じる損害（保険金を受領した場合には、当該保険金額を除いた額とする。）は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、本事業関連契約が締結されている場合には、本事業関連契約の定めに従うものとする。

(賠償金等の予定)

第39条

市及び構成企業は、基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を合理的な範囲で賠償しなければならない。ただし、この場合におけるいずれかの構成企業の市に対する賠償義務については、解体工事又は新設工事において生じた損害は、各工事を行った設計事業者、施工事業者及び工事監理事業者がそれぞれ連帯して責任を負い、市は、当該構成企業の全部

に対して、市が被った損害の全額について賠償請求できるものとし、民間開発事業において生じた損害は、代表企業が責任を負い、市は代表企業に対して、市が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。

第4章 雑則

(準拠法及び管轄裁判所)

第40条

基本協定は、日本国の法令に準拠するものとする。

- 2 市及び構成企業は、基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を千葉地方裁判所とすることに合意する。

(補則)

第41条

基本協定に定めのない事項又は基本協定の各条項等の解釈について疑義等が生じた事項については、必要に応じて市と構成企業とが協議して定める。

この契約の証として、本書●通を作成し、全当事者記名押印の上、各当事者が各1通を保有する。

令和9年 月 日

市川市

市川市長

印

事業者

代表企業（民間施設所有者）

住 所

事業者名

氏 名

印

構成企業（解体工事に係る設計事業者）

住 所

事業者名

氏 名

印

構成企業（解体工事に係る施工事業者）

住 所

事業者名

氏 名

印

構成企業（解体工事に係る工事監理事業者）

住 所

事業者名

氏 名

印

構成企業（新設工事に係る設計事業者）

住 所

事業者名

氏 名



構成企業（新設工事に係る施工事業者）

住 所

事業者名

氏 名



構成企業（新設工事に係る工事監理事業者）

住 所

事業者名

氏 名



別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 事業者は、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 事業者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 事業者は、この協定による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 事業者は、この協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 事業者は、この協定による事務を処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず市の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 事業者は、この協定による事務を処理するため市から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。事業者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 事業者は、この協定による事務を処理するため市から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 事業者は、市から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、市の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この協定により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この協定により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

（事故発生時の報告義務）

第9条 事業者は、この協定の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

（個人情報の返還又は抹消義務）

第10条 事業者がこの協定の事務を処理するために、市から提供を受け、又は事業者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この協定の満了後直ちに市に返還し、又は引き渡し、若しくは市の指示に従い抹消するものとする。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（事務所への立入検査に応じる義務）

第11条 市は、必要があると認めるときは、この協定の事務に係る事業者の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は事業者に参加となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 事業者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（損害賠償義務）

第12条 事業者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、事業者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 事業者は、この協定に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 市が本件業務を履行させるために事業者へ提供した情報（個人情報を含む）又は事業者が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されていない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要な時に確実に利用できるようにすることをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃するソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

(目的外利用の禁止)

第3条 事業者は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 事業者は、本件業務の履行に当たり市に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、市の承認を得なければならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 事業者は、本件業務に関する情報を、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 事業者は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず市の承諾を得るものとする。

2 事業者は、前項の規定により市の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の情報セキュリティの管理体制について市に報告しなければならない。

3 事業者は、市が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更又は中止をしなければならない。

(適正管理)

第6条 事業者は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 事業者は、本件業務に関する情報を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(無断持ち出しの禁止)

第8条 事業者は、本件業務に関する情報について、市の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この協定により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この協定により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第9条 事業者は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

(1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に

最新の状態に維持されることを阻害してはならない。

- (2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、事業者が開発し、又は開発させ市に納入している情報システムの改修が必要となる場合は、市と対応策を協議するものとする。
 - (3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - (4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、市と協議の上、対応策を講じなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。
 - 3 事業者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティインシデントへの対応等)

- 第 10 条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、事業者は、直ちに、市に報告するとともに、市の指示に従い、その対応策を講じなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を市に報告しなければならない。
 - 3 市は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

(情報セキュリティの管理体制)

- 第 11 条 事業者は、第 1 条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について市と協議しなければならない。
- 2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。
 - 3 事業者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

(不要な情報の返却又は廃棄)

- 第 12 条 事業者は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書

面をもって市に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 市は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、事業者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 市は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、事業者が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査させることができる。

3 事業者は、市から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第14条 事業者は、事業者又は再委託先が本取扱特記事項に定める規定を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって市又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。

別記 3

事業用地の表示

別記 3-1